遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方

１．見直しの対象者について

① 法案では、遺族厚生年金の見直しは2028年４月施行予定。

② 見直しの施行直後に原則５年の有期給付の対象となるのは、18歳年度末までのこどもがいない、2028年度末時点で40歳未満の女性であり、新たに対象となる30代の女性は推計で年間約250人となる（20代については既に５年の有期給付となっている。）。

③ 一方で、施行直後から妻を亡くした18歳年度末までにある子のない男性（20代から50代）は、新たに５年の有期給付が受給できることになり、対象者は推計で約１万６千人となる。（女性と同程度に男性も遺族になると仮定した場合）

２．見直しの影響を受けない方

④ (1)すでに遺族厚生年金を受給している方、(2)60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、(3)18歳年度末までにある子のある方、(4)2028年度に40歳以上になる女性、については見直しの影響はない。

３．見直し後の５年の有期給付と継続給付について

⑤ 有期給付の額に新たに加算（有期給付加算）が上乗せされ、５年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となる。

⑥ ５年有期給付の終了後も、(1)障害状態にある方（障害年金受給権者）、(2)収入が十分でない方は、引き続き増額された遺族厚生年金を受給することができる。収入が、単身の場合で就労収入で月額約10万円（年間122万円）以下の方は継続給付が全額支給され、以降は収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整され、遺族厚生年金の年金額にもよるが、概ね月収20万円から30万円を超えると継続給付は終了する。

４．子どもがいるケース

⑦ 18歳年度末までにある子がいる場合は、子が18歳年度末になるまでは現行制度と同じであり、見直しの影響はない（子どもが18歳になった後は、更に５年間は加算によって増額された有期給付＋上記⑥の継続給付の対象となる。）。また、遺族基礎年金の子の加算額が増額（年間約23.5万→年間約28万）となり給付増となる。

遺族厚生年金の見直し

✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。

【男性は2028年４月から実施、女性は2028年４月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：**５年間の有期給付**

30歳以上で死別：**無期給付**

男性

55歳未満で死別：**給付なし**

55歳以上で死別：**60歳から無期給付**

見直し後

男女共通

60歳未満で死別：**原則５年間の有期給付**

配慮が必要な場合は
５年目以降も給付を継続

- **有期給付の収入要件**（年収850万円未満）**を廃止**
- **年金額の増額**（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：**無期給付**（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）

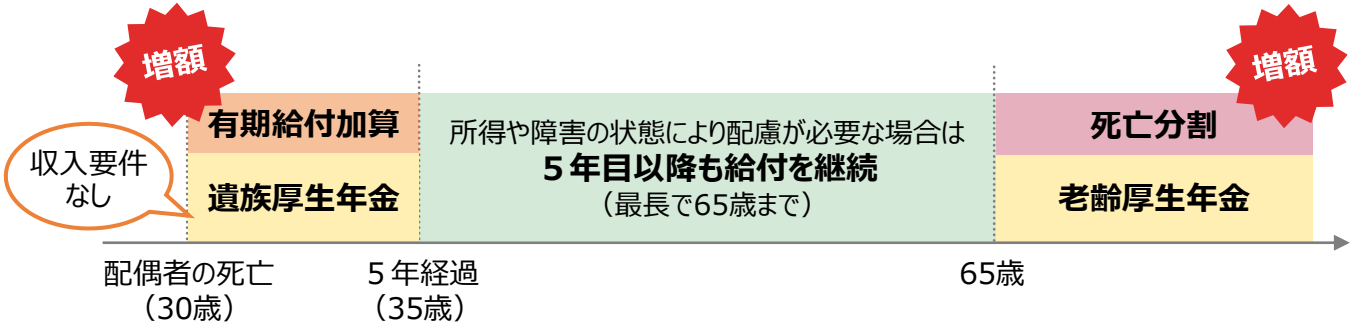

現在と変更のない方

- 60歳以上で死別された方
- こども（上記※に該当）がいる方
- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 2028年度に40歳以上になる女性

こどもがいる場合の加算の見直し

年金には、こどもを養育している年金受給者の方に対し、年金額を加算する仕組みがあります。
今回、この加算額の引上げに加え、老齢基礎年金のみを受給されている方など、
対象者の範囲を広げることを予定しています。

対象者

☑ 年金を受給している。

（老齢基礎年金、老齢厚生年金、
障害基礎年金、障害厚生年金（1級、2級）、
遺族基礎年金、遺族厚生年金 ）
※下線部は今回の改正で加算が新設される年金です。

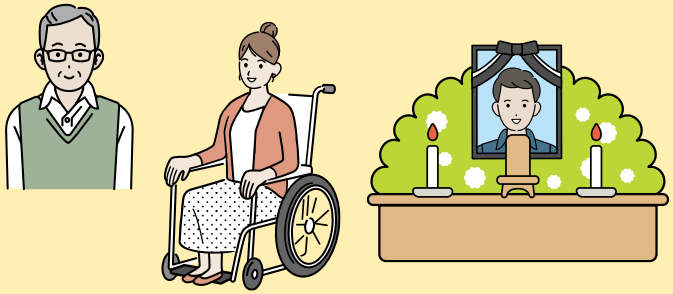

☑ こどもがいる。

（18歳になった年度末まで（一定程度の障害があるこどもは20歳まで））

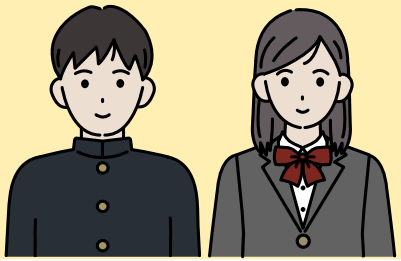

こどもがいる場合の加算額を引き上げます！
（現在受給している方も対象になります）

現在の加算額

1人につき
年額234,800円

1人につき
年額78,300円

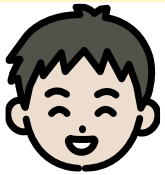

こども1人目

こども2人目

こども3人目以降

引上げ

改正後の加算額

1人につき
年額281,700円へ

※上記の金額は2024年度価格の年額です。

20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し

【現行制度】

○　20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼得能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、妻に対して30歳未満の場合には有期給付、30歳以上の場合には期限の定めのない終身の給付が行われている。

○　一方で、夫は就労して生計を立てることが可能であるという考えの下、55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない。加えて、受給権取得当時の年齢が40歳以上65歳未満である中高齢の寡婦のみを対象とする加算があるなど、制度上の男女差が存在している。

【見直しの意義】

○　女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化や制度上の男女差を解消していく観点を踏まえて、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す。

※　施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

【見直しの方向性】

○　20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする５年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する。

○　現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと対象年齢の引上げを徐々に行うことにより、20代から50代に死別した子のない妻に対する遺族厚生年金の見直しを行う。引上げの施行に当たっては、現に存在する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。男性については、こうした女性の対象見直しと合わせて、給付対象となる年齢を拡大する。

※年齢別遺族厚生年金の新規受発者
（30歳以上の子のない女性・令和５年度）

30～34歳	35~39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
約100人	約160人	約420人	約1,550人	約4,670人	約9,260人

○　なお、養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金、高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。